

長岡市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成28年11月21日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

中之島支所

教育委員会

教育部 教育総務課

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成28年10月5日から10月14日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
中之島支所 地域振興課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積調書の記載誤りについて 見積調書において、見積者と見積額が不一致となっているもの</li> <li>・歳出執行伺の今回執行額の決裁後訂正について 歳出執行伺の今回執行額と算出の基礎額が不一致となっているにもかかわらず決裁し、訂正できない今回執行額を決裁後に訂正しているもの</li> </ul>
中之島支所 市民生活課	適正に処理されていました。
中之島支所 産業建設課	適正に処理されていました。
教育総務課	適正に処理されていました。